

特定母樹等開発品種の普及に向けた取組

1. はじめに

昨年5月の「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(以下「間伐等特措法」という。)一部改正では、従前からの間伐促進に加え、森林のCO₂の吸収固定能力の向上のため、特に成長の優れた樹木で農林水産大臣が指定するもの(以下「特定母樹」という。)の増殖の実施を促進する措置を総合的に推進するよう定められました。その支援を行う機関として(独)森林総合研究所が位置付けられ、これに伴い林木育種センター・育種場でも特定母樹の配布、技術指導等その他必要な支援を円滑に進められるよう普及調整に係る新ポストが設置されました。

木育種センター・育種場)が、その所有者として特定母樹を認定特定増殖事業者(民間事業者)に配布することになります。効率的・効果的に配布していくことができるように、特定母樹の増殖などに係る基本方針の作成や民間事業者からの要望のとりまとめを行う都道府県並びに、都道府県が作成した基本方針を協議する林野庁等の関係者との連絡調整を密に行います。

さらに、採種園造成等技術の支援についても、林木育種センター・育種場と都道府県が協力して民間事業者を指導する態勢を整えるなど、特定母樹等開発品種の普及が円滑に進められるよう取り組んでいきます。

(育種部指導課 塚本 徹)

2. 普及調整の基本的な考え方

成長に係る特性の特に優れた特定母樹等開発品種の積極的な導入を促進するため、幅広くその情報を提供するなど開発品種等の普及に努めます。

また、林木育種センター・育種場における研究成果の最大化の一環である開発品種等の普及の推進に向け、エンドユーザーの開発品種等に対する評価を獲得するとの方向性を示し、社会に貢献する品種開発となるよう努めていきます。



写真1 増殖を開始した特定母樹（スギ）

3. 普及調整の方針

林木育種センターでは、昨年度から開発品種の説明会の開催など開発品種のエンドユーザーへのPRを始めたところですが、品種の普及の主体である都道府県や、苗木の生産を行っている団体等関係者の支援となるよう、連携・協力しながら活動をすすめていきます。

また、特定増殖事業への対応では、間伐等特措法の一部改正により、(独)森林総合研究所(林



写真2 林木育種開発品種説明会でエンドユーザーに特定母樹を開発担当者が説明